

調布市基本構想策定推進市民会議要綱

令和 3 年 4 月 23 日

要綱第 56 号

第 1 設置

総合的かつ計画的に市政経営を推進する観点から、令和 5 年度を初年度とする新たな調布市基本構想（以下「基本構想」という。）の策定に向け、市民との協働により検討を行うため、調布市基本構想策定推進市民会議（以下「会議」という。）を置く。

第 2 所掌事項

会議は、基本構想について検討を行い、その結果を市長に報告する。

第 3 組織

会議は、市長が依頼し、又は任命する次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

(1) 市民 25 人以内

(2) 調布市総合計画策定庁内検討プロジェクト・チーム要綱（令和 2 年調布市要綱第 109 号）第 3 に掲げるメンバー 25 人以内

2 市長は、前項第 1 号に掲げる委員については、公募を行い、その応募者の中から選考することができる。

3 市長は、第 9 の規定に基づく報告を受けたときは、委員の依頼又は任命を取り消すことができる。

第 4 任期

委員の任期は、市長が依頼又は任命した日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

第 5 会長及び副会長

会議に、会長及び副会長を置く

2 会長は、委員が互選する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 6 招集等

会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

第 7 意見の聴取等

会長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出等を求めることができる。

第 8 分科会

会長は、会議の所掌事項に関する専門事項を調査研究させるため、分科会を置くことができる。

第 9 委員の依頼又は任命取消しの進言

会長は、委員が次の各号に掲げる状態にあるときは、委員の依頼又は任命の取消しについて、市長に進言することができる。

(1) 基本構想の検討について積極的に取り組む姿勢が見られないとき。

(2) 健康状態等の理由により、基本構想の検討に係る審議等への継続的な参加について支障が生じたとき。

(3) その他基本構想の検討等について著しい支障が生じたとき。

第 10 庶務

会議の庶務は、行政経営部企画経営課において処理する。

第 11 委任

この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 26 日から施行する。